

平成 30 年度

定期監査等結果報告書

教育委員会事務局及び教育機関

水 道 局

いわき市監査委員

いわき市議会議長 菅 波 健 様
いわき市長 清 水 敏 男 様
いわき市教育委員会教育長 吉 田 尚 様

いわき市監査委員 小 野 益 生
同 佐 藤 博
同 阿 部 秀 文
同 小 野 茂

定期監査等の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査の対象

- (1) 教育委員会事務局及び教育機関
- (2) 水道局

2 監査実施期間

平成30年11月16日から平成31年3月20日まで

3 監査の範囲

平成30年4月1日から同年9月30日までに執行された財務に関する事務等について、次の項目が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

4 監査の主な着眼点

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 調定の時期及び手続、納期限の設定などが適切か。
- (3) 違法若しくは不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (4) 契約書、見積書等関係書類が确实かつ的確に整備されているか、契約の履行期限、仕様書に基づく履行が適正か。
- (5) 財産の取得及び処分の手続きが適正になされているか。

5 監査の方法

部長及び局長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

6 監査の結果

監査対象部局ごとに、次に掲げるとおり。

教育委員会事務局及び教育機関

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 収入事務（その1）

行政財産目的外使用許可に係る収入事務において、当該許可施設に附帯する諸設備の使用に係る経費負担を求めている例が認められた。

（学校支援課）

※ 行政財産の目的外使用を許可された者が附帯する水道等の諸設備を使用する際は、市財務規則第246条の規定により、原則として必要な経費を求めることとされている。平南部、平北部及び小名浜学校給食共同調理場において、休憩室及び車庫として施設の使用を許可しているが、使用者に水道料金の負担を求めているのは、休憩室分のみとなっていた。

いわき市財務規則

（光熱水費等の負担）

第246条 財産管理者は、行政財産の使用許可を受けて当該財産を使用する者をして、当該財産に附帯する電話、電気、ガス及び水道等の諸設備の使用に必要な経費を負担させなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、免除することができる。

行政財産の使用許可における事務取扱いについて（平成25年10月25日財政部長通知）

2 徴収の方法

(1) 電気代

① （略）

② 子メーターがない場合

$$\text{使用許可部分を含む施設に係る請求金額} \times \frac{\text{使用許可部分の面積}}{\text{使用許可部分を含む施設の面積}}$$

(2) （略）

(3) 電話代、水道代、ガス代等

原則として、使用者が自ら事業者と契約し、負担することとする。

これによることができない場合は、2-(1)の電気代の算式によるものとする。

2 収入事務（その2）

行政財産の附帯設備使用に伴う収入事務において、私用電気料等の算出に誤りのある例が認められた。

(学校支援課)

※ 平北部学校給食共同調理場における行政財産使用許可に伴う電気料金及び水道料金の実費徴収金については、「行政財産の使用許可における事務取扱いについて（平成25年10月25日付財政部長通知）」の規定により、子メーターがない場合として算出しているが、算出の基礎となる使用許可部分を含む施設の面積を誤って適用していた。

いわき市財務規則

(光熱水費等の負担)

第246条 財産管理者は、行政財産の使用許可を受けて当該財産を使用する者をして、当該財産に附帯する電話、電気、ガス及び水道等の諸設備の使用に必要な経費を負担させなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、免除することができる。

行政財産の使用許可における事務取扱いについて（平成25年10月25日財政部長通知）

2 徴収の方法

(1) 電気代

① (略)

② 子メーターがない場合

$$\text{使用許可部分を含む施設に係る請求金額} \times \frac{\text{使用許可部分の面積}}{\text{使用許可部分を含む施設の面積}}$$

(2) (略)

(3) 電話代、水道代、ガス代等

原則として、使用者が自ら事業者と契約し、負担することとする。

これによることができない場合は、2-(1)の電気代の算式によるものとする。

3 収入事務（その3）

運動場照明設備使用料に係る収入事務において、使用料が前納されていない例が認められた。

（学校支援課）

※ 市公立学校運動場照明設備使用料条例第3条では、運動場照明設備の使用許可を受けた者は、使用料を前納しなければならないと規定されているが、平成30年7月24日の学校体育施設使用許可において、施設使用日の初日である同年8月2日までに、使用料が納入されていなかった。

いわき市公立学校運動場照明設備使用料条例

（使用料の納入方法）

第3条 運動場照明設備の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、前条に規定する使用料を前納しなければならない。

4 支出事務

補助金の交付事務において、補助金交付要綱が整備されていない例が認められた。

(学校教育課)

※ いわき市小学校陸上競技大会開催補助金の交付に係る事務について、個別の補助金交付要綱が整備されていなかった。補助金等の交付にあたっては、公平性や透明性の確保を図る観点から、市補助金等交付規則のほか、要綱において、補助事業の目的、補助限度額、補助率及び具体的な手続等を明確に定める必要がある。【類例 1 件あり】

補助金見直し指針（総務部職員課）

(抜粋)

5 交付基準

補助金の適切な執行を図るため、新たな補助金の創設や既存補助金の見直しを行う場合の統一的な交付基準を次のとおり定めます。

(1)～(6) (略)

(7) 補助金の交付要綱の制定

補助金を交付する場合は、個別の交付要綱を制定することとします。また、すでに交付要綱が制定されている場合においても、公平性や透明性を高める観点から、補助対象事業や補助対象経費等を明確化するなど、必要な見直しを行います。

(8) (略)

5 契約事務（その１）

契約事務において、指名競争入札に関する事務が適切になされていない例が認められた。
(学校教育課)

※ 平成30年度デジタル教科書・教材用機材一式賃貸借契約に係る指名競争入札において、
1 者のみを選定した指名競争入札がなされていた。

地方自治法

(契約の締結)

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり
売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、
これによることができる。

3～6 (略)

いわき市財務規則

(指名競争入札参加者の指名)

第126条 指名競争入札の方法により、契約を締結しようとするときは、登録を受けた者の中より
なるべく5人以上の者を選定し、入札指名通知書（第135号様式及び第135号様式の2）に
より通知しなければならない。

2 (略)

6 契約事務（その2）

住宅の賃借に係る契約事務において、債務負担行為等の必要な措置が講じられていない例が認められた。

（総合教育センター）

※ 外国語指導助手用の公舎の賃貸借については、契約期間を平成29年8月1日から平成31年7月31日までとしていることから、地方自治法第214条の規定に基づく債務負担行為を設定しておくか、同法第234条の3に規定する長期継続契約を適用し、次年度以降の予算額に減額等があった場合は契約を解除する旨のいわゆる「条件付解除条項」を契約書に設ける必要があるが、いずれの措置も講じられていなかった。

地方自治法

（債務負担行為）

第214条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

（長期継続契約）

第234条の3 普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

長期継続契約と債務負担行為との関係（行政事例・昭40・9自治行108）

賃借料年額10万円で5年間建物を賃借する契約は、一般的には債務負担行為として予算に定めておく必要があるが、当該契約条項中に、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合には当該契約は解除する旨の条件を附した場合は、債務負担行為とする必要はない。

7 契約事務（その3）

契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。

（施設整備課、学校支援課）

※ 施設整備課の四倉中学校プール污水管および浄化槽放流ポンプ修繕に係る契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等の必要な措置」が講じられていなかった。

また、学校支援課の三和学校給食共同調理場浄化槽微細目スクリーン修繕においても、同様の例が認められた。

いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約等 次に掲げる契約又は指定をいう。

ア 建設工事又は製造の請負に係る契約

イ 測量又は設計に係る委託契約

ウ 工事用原材料の購入に係る契約

エ 役務の提供に係る委託契約

オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約

カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約

キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定

(2)～(7) （略）

（契約等からの暴力団等の排除）

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

(1) 暴力団等と認められる者

(2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者

(3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

（契約からの排除措置）

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。

3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。

(1) 契約等の相手方が排除措置対象者であること。

(2) 公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されているこ

と。

契約等からの暴力団等の排除について（財政部契約課策定）

（抜粋）

5 入札・契約時の事務処理について

今後において、各部署で入札・契約事務等を行う場合には、仕様説明又は仕様等資料配布時に、排除措置の対象となる者については入札等に参加できないことを明示（※1）し、また、契約締結の際には、契約期間中において相手方が暴力団等であることが判明した際の契約解除条項を契約書に記載（※2）するようにしてください。

※1 入札参加排除規定の文言等については、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」又は「いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱」の改正後の規定等を参考にしてください。

※2 契約解除条項の規定文言等については、「いわき市工事請負契約約款」又は「いわき市物件供給契約約款」の改正後の規定等を参考にしてください。

8 契約事務（その４）

契約事務において、契約書どおりの履行がなされていない例が認められた。

（学校教育課）

※ 平成30年度デジタル教科書・教材用機材一式賃貸借契約（稼働基準日：平成30年9月1日）においては、仕様書により、導入前の提出物として機器仕様書や導入工程表、導入後の提出物として運用、操作に関するマニュアルや動作確認受領書などが定められているが、監査開始時点（平成30年11月16日）において、これらの提出物を受領していなかった。

地方自治法

（契約の履行の確保）

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

2 （略）

地方自治法施行令

（監督又は検査の方法）

第167条の15 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によつて行なわなければならない。

2 地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行なわなければならない。

3～4 （略）

＜意見又は要望とする事項＞

1 特定事項（個別管理計画の策定について）

平成29年2月に策定された「市公共施設等総合管理計画」は、公共施設等のマネジメントに関する市の基本方針として定められたものであり、国の「インフラ長寿命化基本計画」等も踏まえながら、人口減少等による公共施設等の利用需要の変化を見越し、長期的な視点をもって計画的に更新・統廃合・長寿命化することにより、財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適配置を実現し、時代に即したまちづくりを行うことを目的としている。

総合管理計画策定から2年が経過し、現在は、計画に定めた取組みの方向性や平成29年3月にまとめられた「施設分類別取組工程表」に従い、各公共施設等を所管する部署ごとに具体的な施設管理計画（個別管理計画）等を策定し、適正な施設配置や維持管理に向けた取組みを実施する段階となっている。

教育委員会は、文化センターや公民館、小中学校、教職員住宅、学校給食共同調理場、図書館などといった多数の施設を所管しており、延床面積は、本市の公共施設全体の約35パーセントを占めている。教育施設の適正化の成果が、本市全体の公共施設の適正化に大きく影響することから、平成30年10月に「教育施設マネジメントの適正化に向けた基本方針」を策定し、教育委員会全体で一体的な取組みを進めるとしている。

個々の施設においては、生涯学習プラザは既存の更新計画を個別管理計画とし、体験型経済教育施設及びいわき総合図書館は平成29年度に教育委員会としての個別管理計画案の作成が完了している。また、小中学校については、平成30年6月に「学校施設整備基本方針」を策定し、平成31年度中の個別管理計画策定に向けた取組みが進められており、教職員住宅や学校給食共同調理場についても、平成31年度中の策定を目標としている。一方、公民館については、平成32年度までに施設の複合化、集約化、用途変更など今後のあり方について方針を決定し、個別管理計画は平成34年度までに策定するとしている。

国は、平成32年度までに個別管理計画を策定するよう地方公共団体に要請しており、集約化・複合化や長寿命化などを対象とした有利な財源である公共施設等適正管理推進事業債も、現在のところ平成33年度までの措置とされている。教育委員会においては、社会教育施設の管理等を市長部局が担うことを可能とする法改正の動きも見据えつつ、公民館に係る年次計画の見直しを検討するほか、その他の施設も遅滞なく個別管理計画の策定を進め、必要な財源の確保と、所管施設の適正な配置等につなげることを望むものである。

2 特定事項（奨学資金貸与基金について）

基金については、地方自治法の定めるところにより、条例で定めた特定の目的に応じて、確実かつ効率的に運用しなければならないが、本市では、市財務規則のほか、市公金の管理及び運用に関する基準や、基金運用マニュアルを定め、その管理・運用を行っている。基金を所管する部署では、基金ごとに、基金台帳の管理、運用益収入に関する事務、基金現況報告書や、基金運用状況調書、年間資金計画書の作成を行っており、会計室では、同じく基金ごとに、基金に属する現金の口座管理や、預金及び債券への運用を行っているところである。

本市には、平成31年2月末時点で75の基金があるが、そのうち約3割を占める24の基金が、市奨学資金貸与基金条例に基づき設置されたものである。当該貸与基金は、単一の事業である奨学資金貸付金の財源となるが、寄附者の教育振興等に役立ててほしいという意向を受け、本市の教育行政に多大な寄与をしたことに対し、寄附者の名を冠した基金を新設してきた経緯があるため、昭和54年3月に現行条例を制定するまでは4つであった基金数が40年間で20増加し、それに伴って、基金の管理・運用に係る事務量も増加している。

地方自治体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとされている。また「経済財政運営と改革の基本方針2018」においては、地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表を促すとともに、容易に比較できるよう検討し、一覧化を目指すこととされ、基金についても見える化が一層求められている。

これらのことから、当該基金については、「篤志家から寄附のあった資金を効率的に運用し、奨学資金として貸与する」という本来の設置目的に立ち返り、同一の目的に複数の基金が設置されている現状を踏まえ、基金数の見直しを検討することを望むものである。

（教育政策課）

3 特定事項（学校給食事務について）

本市の学校給食納付金（給食費）に関する事務は、「市学校給食共同調理場管理規則」のほか「市学校給食関係事務取扱要領」や「学校給食事務の手引」で取扱いが定められている。主な事務手順としては、学校長が、学校給食共同調理場所長に当月分の給食費の内訳を報告し、その内容に基づく納入通知書により、保護者等から徴収した給食費を翌月10日までに市指定金融機関等に納入するものとなっている。

具体的な取扱いには主に手引きに定められているが、管理規則においては、納期限が休日等に当たる場合の取扱いが現在の学校休業日に即していないほか、過月分について明確な定めがないため、市財務規則における収納金の払込み期限との関係が整理されていない状況となっている。

運用面では、給食費の徴収・管理を主に担う学校において、その徴収方法は、現金での集金や口座振替による方法、年度末などは複数月分をまとめて徴収している場合もあり、各学校で異なるものとなっている。一方、国が進めている「学校における働き方改革」においては、学校が担う業務について、役割分担と適正化の観点から見直しが求められている。

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、学校における食育の推進を図るものとされている。学校給食の目的を円滑に達成するため、学校給食事務に係る規程の整理を早急に行うほか、「学校における働き方改革」も踏まえながら、運用体制のあり方に係る検討に着手することを望むものである。

（学校支援課）

水道局

＜監査の結果＞

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促した。

＜是正改善を要する事項＞

1 収入事務

行政財産使用許可に係る収入事務において、行政財産使用料の算定が不適切な例が認められた。

(南部工事事務所)

※ 行政財産使用許可に係る使用料は、市水道局公有財産規程第13条の規定により、その全部又は一部を減免することができる」とされている。小名浜浄水場跡地の使用許可において、算出した使用料136,285円に対し、減免の決定がされないまま、当該使用料を9,000円と算定していた。

また、当該行政財産の使用許可については、その使用目的などに留意すべき点が見受けられたことから、将来にわたり水道事業の用に供しないのであれば、財産の処分等を含めて検討されたい。【類例2件あり】

いわき市水道局公有財産規程

(使用料)

第12条 行政財産の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料の算定にあつては、別に定める方法により算出した評価額を用いるものとする。

3 前2項の規定による使用料の額が近傍類似の当該行政財産と類似する財産に係る賃貸料と比較して著しく均衡を失うときは、同項の規定にかかわらず、管理者は、別に使用料の額を定めることができる。

(使用料の減免)

第13条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(1) 公共団体又は公共的団体の事務遂行上使用するとき。

(2) 局の指導監督を受けて局の事業を補佐し、又は代行する団体において当該事業の用に供するため使用するとき。

(3) 電気、ガス等を局の施設に供給するため使用するとき。

(4) その他管理者が特に必要があると認めるとき。

2 財産管理事務

固定資産の現物と帳簿情報が一致していない例が認められた。

(浄水課)

※ 浄水課の所管施設に所在する固定資産のうち、取得年度が古く耐用年数が超過している資産について実査（現物と帳簿の照合）を行ったところ、10件のうち4件について現物が確認できなかった。

いわき市水道事業会計規程

(固定資産の管理)

第101条 固定資産に関する総括事務は、総務課長が行う。

2 課等に所属する固定資産は、課等の長が管理する。

(固定資産の整理)

第103条 総務課長は図面及び固定資産台帳の正本により、課等の長は図面及び固定資産台帳の副本により、それぞれの所管に係る固定資産の増減、異動、所在、名称、数量、価額等を常に明らかにしておかなければならない。

2 課等の長は、固定資産に増減又は異動があったときは、総務課長へ報告し、総務課長は、管理者に報告しなければならない。

3 総務課長は、固定資産を取得し、又は処分した場合において、登記又は登録を要するものについては、法令の定めるところにより遅滞なくその手続をしなければならない。

＜意見又は要望とする事項＞

財産管理事務（固定資産の適正な管理について）

水道局における固定資産の管理については、市水道事業会計規程第101条の規定により、「固定資産に関する総括事務は、総務課長が行う。課等に所属する固定資産は、課等の長が管理する」こととなっているが、今回の監査において、固定資産の現物と帳簿情報が一致していない例が認められた。

その一因として、構築物や機械及び装置のような工事を伴う資産については、工事担当課において固定資産取得報告書を総務課へ提出し、総務課において固定資産台帳に反映することとしているが、部分的な改修等によって、資産の一部が更新されているものの、固定資産台帳が適切に更新されていないといった状況が考えられる。

水道事業においては、多額の固定資産を有しており、その管理は企業会計において非常に重要であることから、固定資産台帳の正確性を担保する必要がある。このため、同規程第104条において、「総務課長は、固定資産の管理上必要があると認めたときは、課等の長に対し、固定資産に関する報告を求め実地調査を行い、又は必要な措置を指示することができる」と規定されているように、総括事務を担う総務課と現物を管理する各課等が連携して実地調査を行うなど、定期的な管理・更新が求められる。

固定資産は、現物の一つ一つが台帳上に帳簿価額として金額で評価され、その合計が貸借対照表の計上額に一致すべきものとして管理されるべきものであり、財務書類の正確性を確保する観点からも、固定資産全般にわたって適正に管理されたい。